

社会福祉法人 梅寿会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 6年 3月31日 までの3年間

2. 内容

目標1：子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和5年10月までに実施する。

<対策>

- 令和4年10月～ 検討会の設置
- 令和5年 8月～ 社内広報誌などによる職員への参観日実施についての周知
- 令和5年10月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討

目標2：令和6年4月までに、子どもの育児目的で父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和5年8月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和5年度～ 制度の導入、管理職研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標3：令和6年3月までに、所定外労働時間を1人当たり3.5時間以下にする。

<対策>

- 令和4年 9月～ 所定外労働の原因と分析等を行う
- 令和4年10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修会を実施する
- 令和4年11月～ 社内掲示などによる社員への周知
- 令和5年 4月～ 各施設における問題点の検討及び研修の実施